



保険・年金

国民健康保険税

【納期が変わりました】

今年度から国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に送付します。国保税を納めていただく回数は、6月から翌年3月までの10期となりました。この通知書は、4月1日現在、ご本人かご家族の方が石狩市国民健康保険加入者である「世帯主」の方に送付され、決定税額や税額算定の明細が記載されています。

また、加入者の中に40歳以上65歳未満の方がいる場合、医療保険分と介護保険分を合わせた税額の通知書となっています。

【国保の加入(脱退)手続き】

手続きは14日以内にお願います。遅れると不利益を生じる場合がありますのでご注意ください。

【第1期の納期限は6月30日(金)】

納期限までに納めることができない場合は必ずご相談ください。相談もまま未納が続くと不動産、給与などの財産の差押を実施することになります。

問合せ

国民健康保険課

☎72・3123

厚田支所市民福祉課

☎78・2886
浜益支所市民福祉課
☎79・2112

年金を受け取る皆さんへ

●誕生日が来たとき

年金を引き続き受け取るためには、毎年誕生日に「年金受給権者現況届」(現況届)を社会保険業務センターに提出してください。「現況届」は、年金を引き続き受ける権利を確認するものです。

必要事項を記入の上、必ず誕生日の末日までに、社会保険業務センターへ返送しましょう。提出がない場合、提出するまでの間、年金が一時止まってしまいます。

●住所や支払を受ける金融機関・郵便局を変更するとき

速やかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を社会保険事務所へ提出してください。支払機関を変更する場合は金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

住所が変わるときは、住所変更届を提出し、旧住所の郵便局にも届け出てください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当

☎72・3122

保険料は納付期限内に!

納付期限までに保険料を納め

ないと、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されないこともあります。経済的な理由などで納めることが困難な場合は必ずご相談ください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当

☎72・3122

防災

定期普通救命講習会

日時 6月18日(日)9時~12時
場所 石狩消防署(花川北1:1)
受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣や各種応急手当の講習会も受け付けます。
申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024

石狩消防訓練大会

日時 6月25日(日)10時~12時
場所 石狩湾新港東ふ頭
内容 消火・震災想定訓練ほか
問合せ 石狩消防署警防課 ☎74・7113

危険物取扱者試験・消防設備士試験

試験日 7月30日(日)

受付期間 6月20日(火)~29日
(※願書は消防署まで)
試験地 札幌市ほか
試験種類 ①危険物取扱者 乙種(第4類)・丙種 ②消防設備士 甲種(第1~5類)・乙種(第1~7類)

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

住宅用火災警報器の設置

消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が6月1日から義務化されます(既存住宅は平成20年5月31日までに設置)。設置場所は、普段寝室として使用している部屋と台所です。寝室が2階にある場合は階段室にも設置が必要です。

【悪質な訪問販売にご注意!!】

消防職員が住宅用火災警報器等を販売することはありません。また、点検の勧誘など不審に思うことがあれば消防署・消費生活センターにご相談ください。
問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

そのほか

選挙人名簿の縦覧

6月1日現在で、次に該当する方を選挙人名簿に登録します。

・平成18年3月1日までに石狩市に転入届出のあった方
・昭和61年6月2日までに生まれた方

縦覧期間 6月3日(土)~7日(水)
縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

都市計画の変更案縦覧

都市計画の一部変更に伴い、縦覧(意見聴取)を行います。
変更案件(下水道)

札幌圏都市計画下水道の変更(八幡処理場放流渠の起点の表示の変更)北海道知事決定・石狩市分
縦覧期間 6月20日(火)~7月4日(火)(予定) ※北海道庁建設部まちづくり局都市計画課でも縦覧できます

縦覧場所・問合せ

課 ☎72・3176

はかりの定期検査

計量法に基づき市内の小型はかり(ひょう量1t未満)の検査を実施します。検査の対象となるはかりについては、6月下旬までに、はがきで通知します。

日程 7月3日 浜益

7月4~5日 厚田

7月5~11日 石狩

問合せ 市民生活課

☎72・3191



●市民生活課 seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp ●合併浄化槽担当 g-jyokusasou@city.ishikari.hokkaido.jp
 ●介護保険課 kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp ●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

市民参加手続の結果

【石狩市生活排水処理基本計画の策定について】

個別排水処理施設整備事業運営委員会(2月6日開催)へ諮問し妥当との答申を得ました。また、パブリックコメント手続(2月10日～3月13日)への意見提出もなかったことから、5月8日付け市長決定により原案のとおり計画を策定しました。

問合せ 合併浄化槽担当
 ☎72・3698

【石狩市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画の見直しについて】

介護保険事業計画等作成委員会へ諮問し、2月16日に答申を受け、同日、計画を改訂しました。今後はこの計画に基づき、平成18～20年度の高齢者福祉および介護保険事業を実施します。

問合せ 介護保険課
 ☎72・6121

住宅耐震改修に伴う減税

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に基づく一定の耐震改修をした場合(1戸当たり工事費30万円以上)固定資産税の税額を2分の1減額します。

減額期間 平成18年1月1日～21年12月31日までの改修完了

3年度分/平成22年1月1日～24年12月31日までの改修完了

2年度分/平成25年1月1日～27年12月31日までの改修完了

翌年度分
 減額対象床面積 1戸当たり120㎡

耐震改修完了後3カ月以内に耐震基準に適合した証明書を添付し税務課に申告してください。
 問合せ 税務課 ☎72・6120

地域活動トライアルプログラム

地域の活動を体験し、その楽しさや地域の状況を知ること、新たな活動や仲間作りのきっかけにしようという体験プログラム事業です。

概要 文化芸術・まちづくり・自然保護・子育て支援など市内で活動する団体が提供するプログラム
 トライアル(体験)期間 6月～平成19年2月28日の間で、活動団体が設定した期間
 費用 無料(実費負担あり)
 申込方法 電話・ファクス・Eメールのいずれか
 申込・問合せ NPO法人ひとまちつなぎ石狩 ☎60・2722 center@hiomai-ishikari.net

不法滞在・不法就労をなくそう!

一部の不法滞在者による犯罪は凶悪化、組織化、巧妙化するとともに、その多くは不法就労しています。不法滞在者の雇用や就労のあっせんなどは処罰を受けることがあるので、適正な雇用に関心掛けましょう。不法滞在・不法就労を防止して明るく健全な国際化を推進するため、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 札幌方面北警察署
 ☎011・727・0110

外国人労働者問題啓発月間

近年、経済社会の国際化の進展に伴い、わが国に外国、在留する外国人は増加傾向にあり、わが国の労働市場に及ぼす影響も大きくなっています。このため、国では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種の啓発活動に取り組みます。事業主の方々をはじめ国民の皆さまには、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ ハローワーク札幌北
 ☎011・743・8609(内140)

平成17年度 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市の情報公開条例(第6条)・個人情報保護条例(第6条)において、毎年、制度の実施状況を公表することが定められています。平成17年度の情報公開制度・個人情報保護制度の請求件数は、平成16年度と比較すると同数となりました。ここで平成17年度の実施状況をお知らせします。

【情報公開制度】

平成17年度の利用件数は次の3件です。なお、異議申し立ての件数は0件でした。

受付日	公文書の内容または件名	決定内容	担当課
H17.11.7	建築確認概要書(H17.4.1～H17.9.30)	全部開示	建設部建築課
H17.12.5	「国有財産特別措置法第5条第1項第5号」「道路法90条第2項」「下水道法第36条」に基づく国有財産譲与申請の為に契約した法定外公共物譲与申請作業業務委託契約書及び仕様書(平成12年度～17.11.5)	一部開示	建設部維持管理課
H18.2.27	建築確認概要書(H17.10.1～H17.12.28)	全部開示	建設部建築課

【個人情報保護制度】

異議申し立て、個人情報の訂正請求の件数は0件でした。

受付日	公文書の内容または件名	決定内容	担当課
H17.5.30	住民票交付申請について	一部開示	市民部市民課
H17.8.19	診療報酬明細書等について	全部開示	市民部国民健康保険課
H18.1.10	地方公務員災害補償基金北海道支部に提出した書類全部	一部開示	総務部行政管理課

【情報公開コーナー】市役所1階 総合届出案内の横

パンフレットと審議会の議事録等をはじめとした行政資料の棚があります。パンフレットについては、自由にお持ち帰りください。行政資料については、コーナー内で閲覧することができます。コピーが必要な場合は、A3版まで1枚10円にて自由にその場でコピーすることができます。また、パソコンでインターネットを利用することもできます(10分100円)。

図書館・統計担当 ☎72-3681
 ☎bunsyo@city.ishikari.hokkaido.jp